

===== 東京税理士協同組合主催 =====  
《会則3時間》組合員等研修会

【日時】2019年4月3日(水)午後1時30分～午後4時30分

【会場】新宿エルタワー 30階 B室

※新宿区西新宿1-6-1 (新宿駅西口徒歩10分)

※地図は、「受講票」とともにお送りいたします。

【受講料】10,000円(指定口座にお振込みください。振込手数料はご負担ください。)

【席数】100席

【テーマ】非上場株式等についての納税猶予を選択すべきか

【講師】税理士 岩下 忠吾 氏

【講師より】

非上場株式等に係る相続税又は贈与税の納税猶予制度の見直しから1年が経過しました。顧問先の中小企業は、金融機関をはじめ多くの関係者から納税猶予制度の利用を薦められその判断に迷っている状況です。

税理士は、大切な顧問先と互いに手を携えて業務を遂行し、多様な質問や事案に真摯に向き合っているところです。

このような中で、企業の事業承継にかかわるわけですが、まず手を付けるべきことは会社及び社長の財産状況を把握し、財産評価、株式に係る相続税又は贈与税の負担額を示し本則による贈与か納税猶予かの判断のための資料を提供し、さらにその場合のリスクを説明して適正な判断を求めることが必要となります。

今回の研修では、これらの重要事項を説明するとともに、3世代にわたる問題点を含めて納税猶予制度を解説します。

【主な内容】

- I 納税猶予前にやっておくべきこと
  - 1 何を承継するのか
  - 2 現状確認と生前贈与分岐点
  - 3 遺留分の民法特例である除外合意と固定合意
- II 事業承継における一般贈与と納税猶予の選択
- III 選択に当たっての検討事項
- IV 経営承継円滑化法による手続
- V 一般措置の概要
- VI 特例措置の概要
- VII 選択適用期間と報告
- VIII その他

【申込方法】

※本組合未加入の税理士会員も受講できます。

1. 受講申込書をご記入のうえ、本組合あてにFAX、または本組合ホームページ内の「お問い合わせ」フォームよりお申込みください。
2. お申込み受付後、1週間以内に仮受付確認書をFAXまたはメールでお送りいたしますので、その書面に従い、指定口座に受講料をお振込みください。定員に達している場合は、その旨お知らせいたします。
3. 入金確認後、「受講票」を開催日約2週間前から順次郵送いたします。

【注意事項】

- ◆ 2019年度研修受講時間となります。受講票が研修カードの代わりとなりますので、申込書に税理士登録番号を必ずご記入いただき、当日は受講票をお持ちください。
- ◆ 受講料入金後にキャンセルされる場合は開催日の7日前(応当日が土日祝の場合はそ

の前営業日)までにご連絡ください。振込手数料差し引きのうえ、ご返金いたします。

- ◆ 本組合の組合員及び準会員は受講料に「特別優待券」または「新規加入優待券」を充当できます。(1回の研修会につき、1枚以上の利用。ご本人名義または事務所名義のものに限ります。)利用される場合は受講料の振込金額が異なりますので、申込み時に利用される枚数を明記してください。(利用の明記がない場合は「優待券」の利用はできません。)なお、「優待券」利用の場合は、研修会当日に必ず「優待券」をご持参ください。ご持参されない場合は差額を現金にてお支払いただきますのでご了承ください。

### お申込み・お問い合わせ先

①FAXでお申込みの方は、《受講申込書》にご記入の上お申込みください。

**FAX : 03 (3354) 6446**

②お問い合わせ先：東京税理士協同組合 購買事業課 TEL 03 (3354) 6141

<個人情報の取扱いについて>

※受講申込書記載事項等の個人情報は、当研修会の出欠に関するお問い合わせにおいて本組合と㈱日税ビジネスサービスが共同利用するほか、㈱日税ビジネスサービスからの研修等に関するご案内に使用することがあります。同社からのご案内が不要な場合、または、個人情報にかかわるお問い合わせや訂正につきましては、お手数をおかけいたしますが、以下のお問い合わせ先までご連絡くださいますようお願いいたします。

(お問い合わせ：㈱日税ビジネスサービス 総務部総務部長 TEL 03(3340)6169)

### 《受講申込書》

- ◆ 2019年4月3日(水)開催  
非上場株式等についての納税猶予を選択すべきか  
の組合員等研修会に申込みます。

(氏名)	(所属支所)
	(登録番号)
(住所) 〒	
(TEL)	(FAX)
(E-mail)	
(優待券) 4,000円×( )枚 / 3,000円×( )枚 / 2,000円×( )枚 を利用します。	